

請 負 契 約 書

1. 件 名
2. 契 約 金 額 円. - (内 消 費 税 額 円. -)
3. 履 行 期 日
4. 履 行 場 所 別紙仕様書のとおり
5. 契 約 保 証 金 免 除
6. 仕 様 別紙仕様書のとおり

上記について、発注者 国立研究開発法人防災科学技術研究所 契約担当役 理事
を甲とし、請負者 を乙として、次の条項により請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 乙は、本契約及び仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって定められた履行期日までに、仕様書に示す作業を完了させるものとし、甲は、その対価として上記契約金額を乙に支払うものとする。

（権利義務等の譲渡の禁止）

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者に対し、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務を譲渡、処分又は承継させること。
- (2) この契約の結果及び成果を公表又は発表すること。

（下請等）

第3条 乙は、甲の事前の承諾なく、本契約の全部又は一部を第三者に請け負わせ又は委託してはならない。第三者がさらに別の第三者に請け負わせ又は委託する場合（以降の下請又は委託を含む。）も同様とする（以下、これら第三者を「再委託先」と総称する。）。

2. 乙は、本契約を遵守するために必要な事項を再委託先との間でも約定しなければならないものとし、甲に対し、再委託先の行為について、乙自身の行為とみなして一切の責任を負うものとする。

（第三者の権利に対する措置）

第4条 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、

著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての権利）及びノウハウ等をいう。）その他の第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 乙は、前項に定める必要な措置を乙が講じなかったことによって甲に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとする。

（法令等に基づく手続）

第5条 乙は、本契約の履行にあたり、法令等に基づき行政庁又はその他関係部署に対する必要な手続がある場合には、乙の責任においてこれを行うものとする。

（仕様書の解釈等）

第6条 乙は、仕様書の解釈について疑義を生じたもの又は仕様書に明記されていない事項であっても軽微なものについては、甲又は甲がこの作業について監督すべきことを命じた職員（以下「監督員」という。）の解釈もしくは指示に従い作業を行うものとする。

2. 甲は、仕様書等の内容の変更が必要である場合には、乙と協議の上、変更を行う。この場合、甲は、必要に応じ、契約金額、履行期日その他本契約に定める条件について、乙と協議の上、変更を行う。

（完了の通知）

第7条 乙は、作業が完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

2. 甲は、前項による通知を受けたときは、甲又は甲が検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査員」という。）により、通知を受理した日から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他甲の適当と認める方法により検査を行うものとする。但し、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。
3. 乙は、履行期日までに、作業を完了させることができないときは、直ちにその旨を甲に通知するものとする。
4. 作業の完了のために必要な費用は、乙の負担とする。

（検査）

第8条 甲は、検査を行うには、あらかじめ日時を指定して乙の立会いを求めるものとする。乙が検査に立ち会わないときは、甲は、単独で検査を行うことができ、その結果について、乙は、異議を述べることができない。

2. 乙は、検査員の指示に従い検査に必要な作業等をするものとする。
3. 成果品が検査の合格基準に達しない場合、乙は、補修その他の適切な措置を行い、再度、検査を受けなければならない。

（成果品の引渡し）

第9条 この契約で成果品がある場合において、作業が完了して前条の検査に合格したときは、乙は甲にその成果品の引渡しを遅滞なく行うものとする。

2. 前項の成果品の所有権は、その引渡しと同時に乙から甲に移転するものとする。

3. 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、毀損その他の損害は、全て乙の負担とする。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(成果品の一部引渡し)

第10条 この契約で成果品がある場合において、その成果品の一部が完成したときは、甲はその部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2. 前項の検査及び引渡しについては、前三条の規定を準用する。

(外貨等の精算)

第11条 この契約の外貨及び諸経費について、実績額が契約金額と相違を生じた場合は、第7条第2項の検査合格の日の為替換算率をもって、その差額相当額の契約金額を減額し、又は増額するものとする。(本条は、外貨を精算する請負契約に適用する。)

(契約金額の支払い)

第12条 甲は、第9条及び第10条の規定による成果品の引渡しを受けた後、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に、契約金額を乙に支払うものとする。

2. 天災地変その他当事者双方の責に帰することができない事由により、乙が本契約を履行することができなくなった場合には、甲は、契約金額の支払いを拒むことができる。
3. 甲は、乙から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを乙に返付する。この場合において、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。但し、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙が是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第13条 甲は、約定期間内に契約金額を支払わないときは、乙に対し遅延利息を支払わなければならない。

2. 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて計算するものとし、遅延利息率は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)に基づき定められた率とする。但し、乙が契約金額の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
3. 甲が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、又、検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ前項の規定により計算した金額を乙に支払うものとする。
4. 甲は遅延利息の額が100円未満であるときは、支払いを要しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(期限の延伸及び遅滞金)

第14条 乙は、履行期日までに作業を完了させることができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び履行可能期日を明示して甲に履行期日の延伸の承認を求めなければならない。

2. 甲は、前項の請求に対し支障がないと認めたときは、遅滞金を徴収して延伸を承認するものとする。但し、遅滞が天災地変その他乙の責に帰することのできない事由による場合は遅滞金を徴収しないものとする。
3. 前項の規定による遅滞金は、延伸前の履行期日満了の日の翌日から作業完了日までの日数に応じ遅滞1日につき契約金額（乙が物品の一部を納入した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部を甲が認めた場合は、この部分に対する金額を控除した額）の民法(明治29年法律第89号)第404条で定める法定利率を乗じて日割計算した額とする。
4. 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日から甲が検査に着手した日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、乙の作業及び作業によって生じた成果品が本契約又は仕様書等の内容に適合しないときは、乙に対し、民法第562条、第563条の規定に従い、修補、代替物の引渡し等による履行の追完、契約金額の減額の請求をすることができる。但し、本契約においては、民法第562条第1項但書の規定は適用しない。

2. 甲は、前項に定める請求のほか、乙について次の各号に掲げる事由を認めた場合、損害賠償の請求又は解除権を行使することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
3. 乙は、前二項の請求を受けた場合、速やかに甲の求めに応じなければならない。
4. 甲は、作業の完了後、成果品の性質に関する不適合を知った時は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しなければならない。但し、乙が不適合につき故意又は重過失であった場合は、この限りでない。

(損害賠償責任)

第16条 乙は、本契約の履行において、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、かかる損害を賠償するものとする。但し、乙の責に帰すべき事由によらない場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が納入期日までに作業を完了する見込みがないことが明らかなきとき。
- (2) 成果物が再度の納入検査に合格しなかったとき。
- (3) 前号の他、乙が本契約上の重要な義務に違反したとき。
- (4) 本契約の履行において、乙又はその代理人（乙又はその代理人が法人の場合には、その役員又は使用人）が不正又は不当な行為をしたとき。
- (5) 乙につき、債務超過、支払不能若しくは支払停止の状態が生じた場合、手形交換所の取引停止処分がなされた場合、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（外国法に基づく手続を含む。）若しくは私的整理手続の開始の申立てがなされたとき。
- (6) 乙につき、差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 乙又はその役員等（役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含む。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称する。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 乙又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - ニ 乙又はその役員等が、暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - ホ 乙又はその役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 乙又はその役員等が、自ら又は第三者をして、(i)暴力的な要求行為、(ii)法的な責任を超えた不当な要求行為、(iii)取引に関して、脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、(iv)風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて甲の信用を棄損し、若しくは甲の業務を妨害する行為、又は(v)その他(i)から(iv)までに準ずる行為をしたと認められるとき。
 - ト 乙又はその役員等が、下請契約又は材料の購入契約その他の本契約の履行に関連する契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者との間で契約を締結したと認められるとき。
 - チ 乙又はその役員等が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の本契約の履行に関連する契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除その他必要な措置を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 乙について、甲に対する背信的行為があったとき。
- (9) 民法第542条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する事由が認められるとき。

(10) その他前各号に準ずる事情があるとき。

2. 前項各号に定める乙の責による契約の解除によって、甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
3. 甲は、第1項各号に定める場合の他、甲が必要と認めた場合には、第8条に定める引渡し前に限り、本契約を解除することができる。これにより乙に損害が生じた場合、甲は、解除時点での未払い契約金額を上限として、解除により乙に生じた損害の責を負う。

(乙の契約解除権)

第18条 乙は、次に掲げる事項に該当する事実があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第6条に定める仕様書等の変更により乙が著しく不利益を受け、協議が成立しないと認めるとき。
- (2) 甲の契約違反によって作業を完了することが不可能となったとき。

2. 前項による解除がなされた場合、甲は、乙が解除により被った損害を賠償するものとし、その賠償額は、解除時点での未払い契約金額を上限として、甲及び乙の協議により定めるものとする。

(解除に係る違約金)

第19条 本契約が第15条第2項、第17条第1項各号により解除された場合、乙は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する金額を甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。

2. 甲が被った損害が前項の違約金の額を超えるときは、甲は、乙に対し、当該超過分につき賠償を請求することができる。

(既済部分の措置)

第20条 本契約が第15条第2項又は第17条第1項の規定により解除された場合において、甲が作業の既済部分につき必要と認め、乙に引渡しを求めた場合、乙は、甲の求めに応じ、当該部分を甲に引き渡すものとする。この場合、甲は、当該部分について算出した金額を乙に支払うものとする。

(施設等の損害)

第21条 乙は、本契約の履行にあたり、甲の施設、設備等を滅失またはき損したときは、原状に復し又は代替品を納入し若しくはこれによる損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責によらない場合は、この限りでない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第22条 乙(事業者団体の構成事業者となる場合はその事業者団体を含む。以下この条において同じ。)は、本契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の

規定に違反し、同法第7条、第8条の2、第20条に基づく公正取引委員会による措置命令を受け、当該命令が確定したとき。

- (2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項、第8条の3又は第20条の2ないし第20条の6に定める課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき（納付命令が独占禁止法第63条第2項により取り消された場合を含む。）。但し、乙が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が不当廉売等の甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第5項又は第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙（乙が法人である場合には、その法人に所属する役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号。その後の改正を含む。）第96条の6又は独占禁止法第11章に定める犯罪行為をし、その刑が確定したとき。
2. 乙が前項各号の一つに該当することにより甲が被った損害が前項の違約金の額を超過するときは、甲は乙に対し、当該超過分につき賠償を請求することができる。
 3. 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（相殺等）

- 第23条 この契約により甲が乙から徴収すべき遅滞金、違約金の金額がある場合において、甲が当該金額と相殺することのできる債務を乙に対して有するときは、これを相殺することができる。
2. 前項の規定により相殺を行っても、なお甲において徴収すべき金額がある場合又は甲が遅滞金、違約金を徴収する場合において、乙が甲の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、乙は、甲に対し遅延利息を支払わなければならない。但し、徴収すべき金額、遅滞金又は違約金が100円未満の場合はこの限りでない。
 3. 第13条第2項の規定は、前項の遅延利息について準用する。

（秘密保持義務）

- 第24条 乙は、本契約の履行において知り得た甲の秘密情報（営業秘密及び個人情報を含む。）を第三者に漏らし又は本契約の履行以外の目的に利用してはならない。
2. 乙は、甲の事前の承諾なく、本契約、仕様書等、その他本契約の履行に際し甲から提供された資料等を他人に閲覧させ、複写させ、譲渡又は貸与してはならない。
 3. 乙は、秘密保持義務に反する事項を認めた場合、速やかに甲に通知するとともに被害の拡大防止、信用毀損回避等の適切な処置をとらなければならない。
 4. 乙は、秘密情報の漏えいにより甲に損害を及ぼした場合、甲に生じた損害を賠償しなければならない。
 5. その他必要な事項については、別途特約において定めるものとする。
 6. 乙は、本契約終了後も本条に定める義務を負うものとする。

（個人情報）

- 第25条 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した個人情報を適切に管理しなければならない。

2. 個人情報の管理に関する細部は、特約で定めるものとする。

(技術情報等の取扱い)

第26条 乙は、作業を実施することによって得た技術情報をすべて甲に開示するものとし、甲との契約以外に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(知的財産権の取扱い)

第27条 乙は、本契約の履行に際し、新たに得た技術情報及び新たに生じた成果品にかかる知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定めるすべての権利を含む。）を全て甲に帰属させるものとし、甲の指示に従い、必要な手続をとるものとする。

2. 乙は、甲又は甲の指定する第三者に対し、当該成果品に係る著作権人格権を行使せず、乙の役員及び従業員等をして行使させないよう必要な措置を講ずる。

(立会・調査)

第28条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、乙の事務所その他の場所に立ち入り、乙の作業に立ち会うことができるものとする。

2. 甲は、本契約の適正な履行につき疑義が生じた場合、乙に対し、質問し、資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができるものとする。

(準拠法・管轄裁判所)

第29条 本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

2. 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、水戸地方裁判所とする。

(誠実協議)

第30条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙誠実協議の上、解決するものとする。

この契約の証として、本契約書式通を作成し、当事者記名捺印の上甲乙各壹通をそれぞれ保有する。

甲 茨城県つくば市天王台3-1
国立研究開発法人
防災科学技術研究所
契約担当役 理事

乙

個人情報の取り扱いに関する特約条項

1. 乙は、当該役務作業を行うに際し、甲の保有する個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、以下に定める義務を負うものとする。
 - (1) 乙は、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について明記した書面を甲に提出し、その他必要な措置の細目について、甲に事前に承認を得るものとする。
 - (2) 乙は、当該個人情報を第三者に提供・開示・漏洩してはならない。ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合は、この限りではない。なお、本契約終了後においても、同様とする。
 - (3) 乙は、当該個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製又は複写してはならない。複製、改変が必要な場合は、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
 - (4) 乙は、個人情報を外注先（外注先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する「子会社」をいう。）である場合も含む。本号、第3項及び第5項において同じ。）に取り扱わせてはならない。ただし、外注先での取り扱いについて、甲の事前の承諾を得た場合は、この限りではないが、その場合にあっては、外注先へ必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - (5) 乙は、業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後、速やかに個人情報の消去及び媒体の返却を行わなければならない。なお、個人情報の消去の方法について甲に報告するものとする。
 - (6) 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従わなければならない。
 - (7) 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、乙は、甲の指示に基づき乙の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、甲が直接又は間接の損害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならない。
2. 甲は、甲の職員に乙の事務所及び作業現場等において、甲が保有する個人情報の管理が適切に行われているかどうかについての確認を行うことができる。この場合、確認は、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うことができる。その際、乙は、甲から指示を受けた場合は、必要な処置を講ずるものとする。
3. 乙は、甲の承諾を得て個人情報の取扱いに係る業務を外注する場合には、外注先に第1項と同様の措置を講じさせなければならない。但し、甲の承認、又は甲に報告する場合は乙を通じて行うものとする。
4. 甲は、外注される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、乙を通じて又は甲自らが第2項と同様の措置を実施することができる。
5. 前二項に掲げる事項については、個人情報の取扱いに係る業務について外注先がさらに外注を行う場合以降も同様とする。
6. 甲は、前各項の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を直ちに解除し、損害賠償請求をすることが出来る。